

本市における復興の取組について

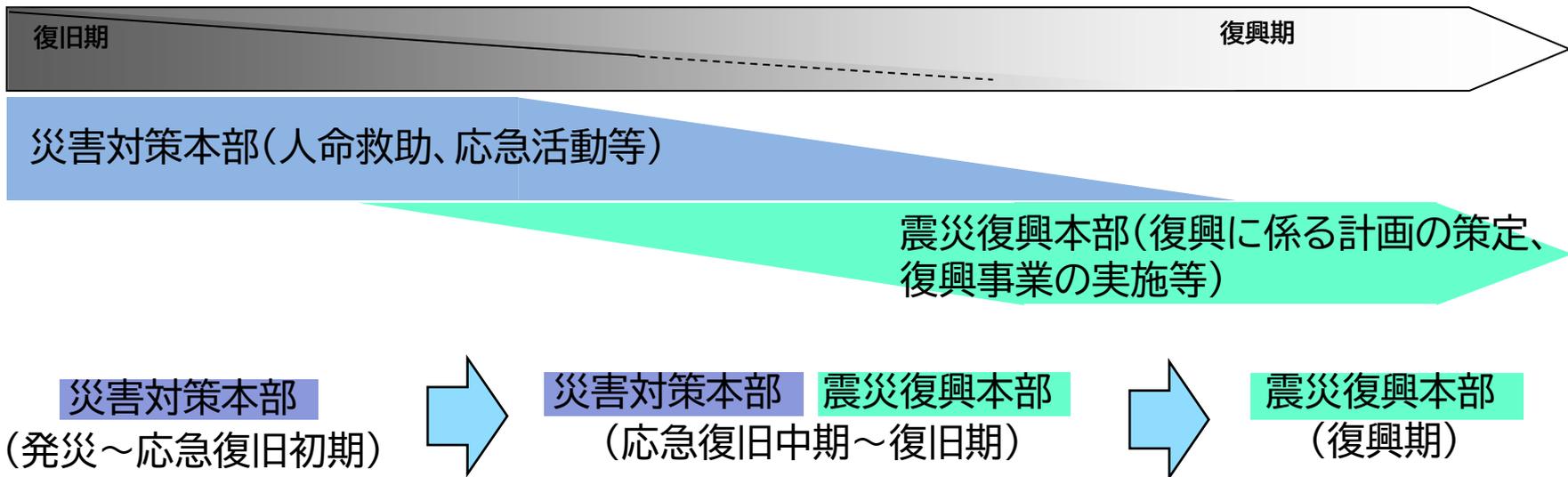
総務局・政策経営局・都市整備局・建築局・健康福祉局・経済局

1. 震災復興本部 及び 震災復興基本計画について

大規模地震時における復興の流れ（横浜市防災計画より抜粋）

- ・大規模地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、人命救助や応急活動を実施
- ・災害が一定程度収拾した後は、市民生活の早期回復を図るため、復旧・復興対策を実施
- ・震災復興本部を設置し、復興に係る計画の策定、復興事業の実施

◆災害対策本部から震災復興本部への移行のイメージ



横浜市防災計画における復興

復興の定義

被災地において、従前からの中長期的な課題解決に向けた取組を進め、被災前の状況と比較して、安全性及び生活環境の向上、産業の高度化、地域振興等が図られる質的な向上を目指す

復興の理念

- ・ 自助、共助、公助の連携を図り、地域力を生かした復興を行う
- ・ 復興事業は、市民生活の全分野を対象

震災復興本部について

目的・役割

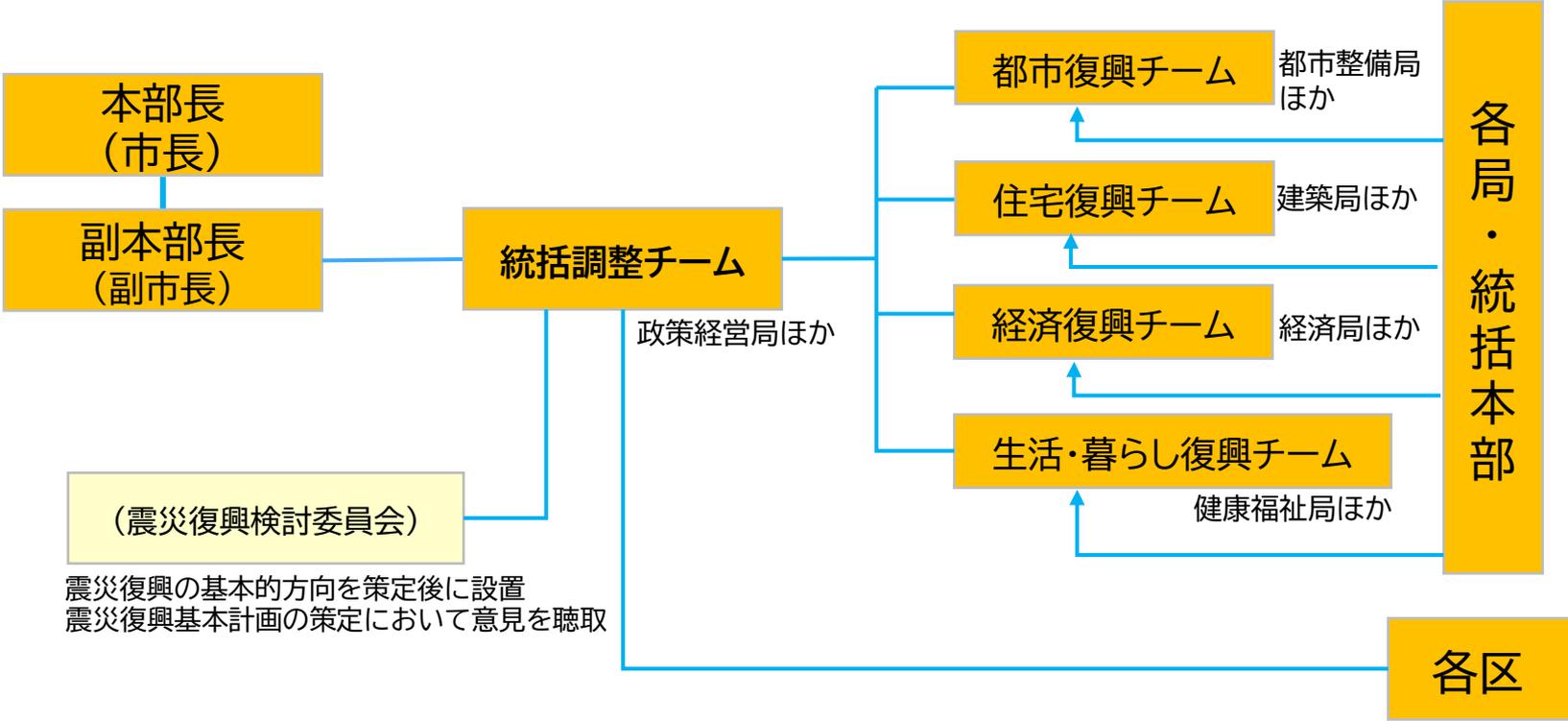
- ・市民生活の再建、あらたな都市づくりとして、多岐にわたる復興にかかる計画の策定や各種復興事業を迅速・的確な復興を進めるため、復興対策を統括し、総合的に推進（復興対策における意思決定機関）
- ・災害対策本部と連携し、応急対策と整合し、また部局横断的な課題にも対応した復興対策を検討するとともに、復興を見据えた応急対策が行われるよう働きかけを実施

設置基準

- ・市長(災害対策本部)は、被災状況等から、今後、広範囲及び長期にわたり復興に関する重大な政策課題が発生すると予測され、震災復興本部を設置する必要があると判断したときは「横浜市防災計画」に基づき、発災後1週間程度を目途に震災復興本部を設置（設置判断の目安としては、激甚災害指定がなされる程度の被害が発生している場合）

震災復興本部について

◆震災復興本部の組織体制



※全市一体とした体制とし、区ごとの本部は設置しない

震災復興基本計画について

目的と役割

- ・大規模災害発生後の混乱した状況下において、様々な復興の取組の方向性をとりまとめた計画である震災復興基本計画を策定し、対外的に復興のビジョンとスケジュールを示す
- ・市民生活の再建を第一に、かつ、単なる原状復旧に留まらず、より良いまちづくり「新しい横浜らしさ」を創造する機会ととらえ、将来の「横浜の姿」を見据えた復興計画を策定し、市民、事業者とともに復興の取組を進める
- ・計画策定により、関係機関の諸事業の調整を図り、迅速・的確、かつ、計画的に復興を進める

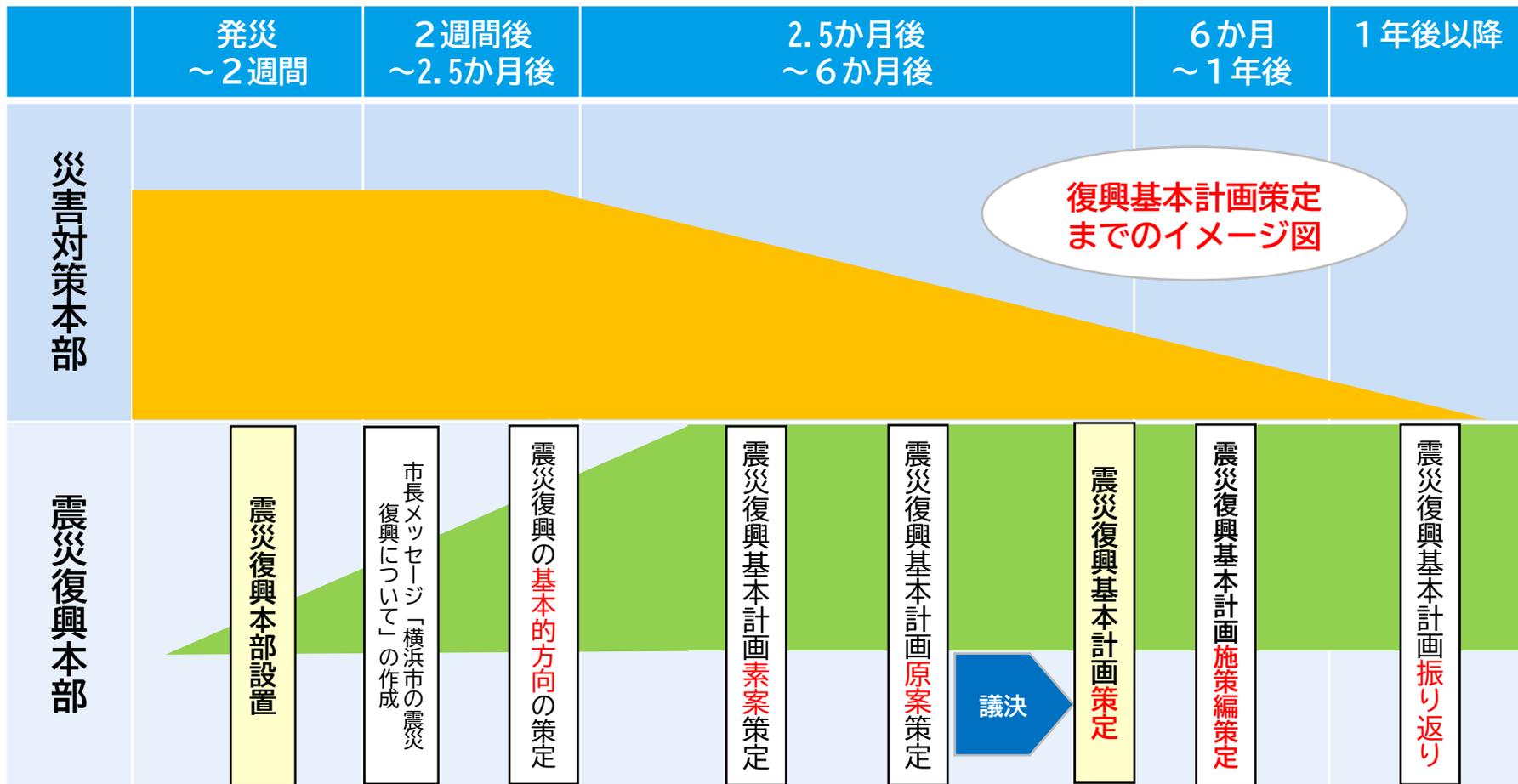
位置づけ

- ・復興に係る最上位計画であり、震災によって状況の変更が生じた横浜市中期計画を補完する計画
- ・震災復興基本計画は横浜市中期計画で整理する中長期的戦略が目指す将来像を共有しつつ、復興を通じて、生活再建・防災対策とともに新たな都市づくりを目指す計画

計画期間

10年 ※前半5年は復興重点推進期間（5年目に復興の状況を踏まえて見直しを実施）

震災復興基本計画策定までのスケジュール



2. 事前復興の取組

復興に関する事前対策の必要性

◆横浜市防災計画における事前対策(防災計画第2部 第16章第3節)

- ・大規模災害時において、被害規模や態様を踏まえ、速やかに復興体制を整え、復興に係る計画の策定及び復興施策の推進等を実施できるよう、**平常時から、復興に係る事前対策の充実を図る。**
- ・市は、本計画の復興(一部復旧含む)に関して、「**横浜市震災復興マニュアル**」を定める。マニュアルは、より実効性の高いものとするため、順次、課題解決に向けた取組を進めるなど、充実を図る。
- ・**平常時から、復興に係る各種制度の周知や情報共有の推進を図る**など、市民、事業者及び市が、復興時におけるそれぞれの役割を認識できるよう、取組を進める。

復興に関する事前対策の必要性

◆横浜市防災計画の行動計画である地震防災戦略

【行動計画31】事前復興計画の策定

- ・発災時に速やかに震災復興本部を立ち上げ、円滑に復興を進めるため、立ち上げから震災復興基本計画策定までの考え方、体制の手順を記した震災復興マニュアルを策定します。
- ・震災復興マニュアルを活用し、発災後の迅速な復興まちづくりに向けて、庁内トレーニング等の事前準備を行います。

令和9年度までの目標

主な事業(主管する局)

■【完了】
震災復興マニュアルの策定・周知（～令和4年度）
《当初：事前復興計画の策定・周知（～平成27年度）、31修正》

・震災復興マニュアルの継続的な更新
（政策経営局）

▶▶▶ 震災復興マニュアルは平成26年度に策定

横浜市震災復興マニュアルについて

◆復興に係る取組手順の事前整理

迅速で着実な**事業実施**

- ・被害に対する迅速な事業立案
- ・予算確保



迅速かつ
適切な復興



迅速で円滑な**体制構築**

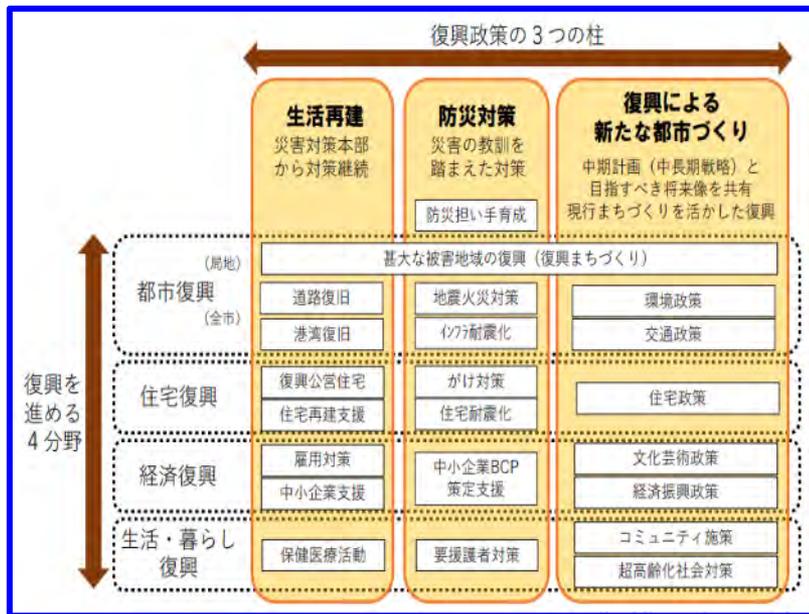
- ・災害対策本部からの円滑な移行
- ・迅速な本部立ち上げ



迅速で的確な**計画策定**

- ・迅速な計画検討
- ・被害状況と将来の課題を踏まえた的確な将来像の形成

◆復興政策の柱の整理 (3つの柱・4分野)



平時→発災→発災後

平時

事前復興計画 事前復興の取組

策定済

震災復興
マニュアル

※平成26年度作成



〔取組実施〕

マニュアルの
継続的な
更新
等
：

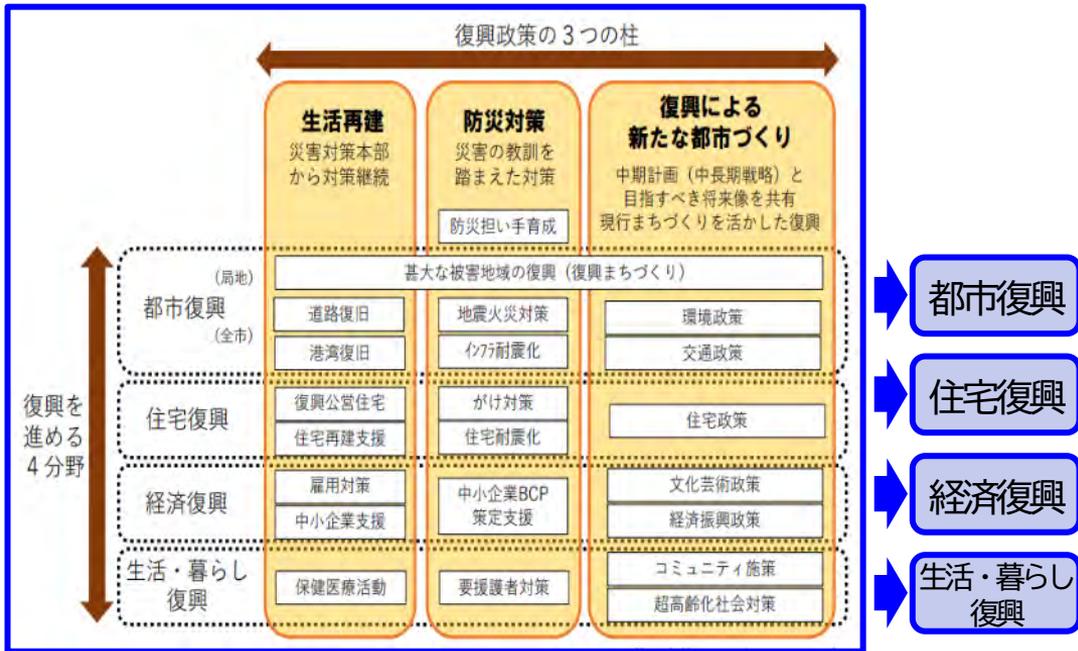
発災

↓
市民の命・
財産の保護
↓
応急復旧・
被災者支援

発災後

震災復興基本計画

復興の取組



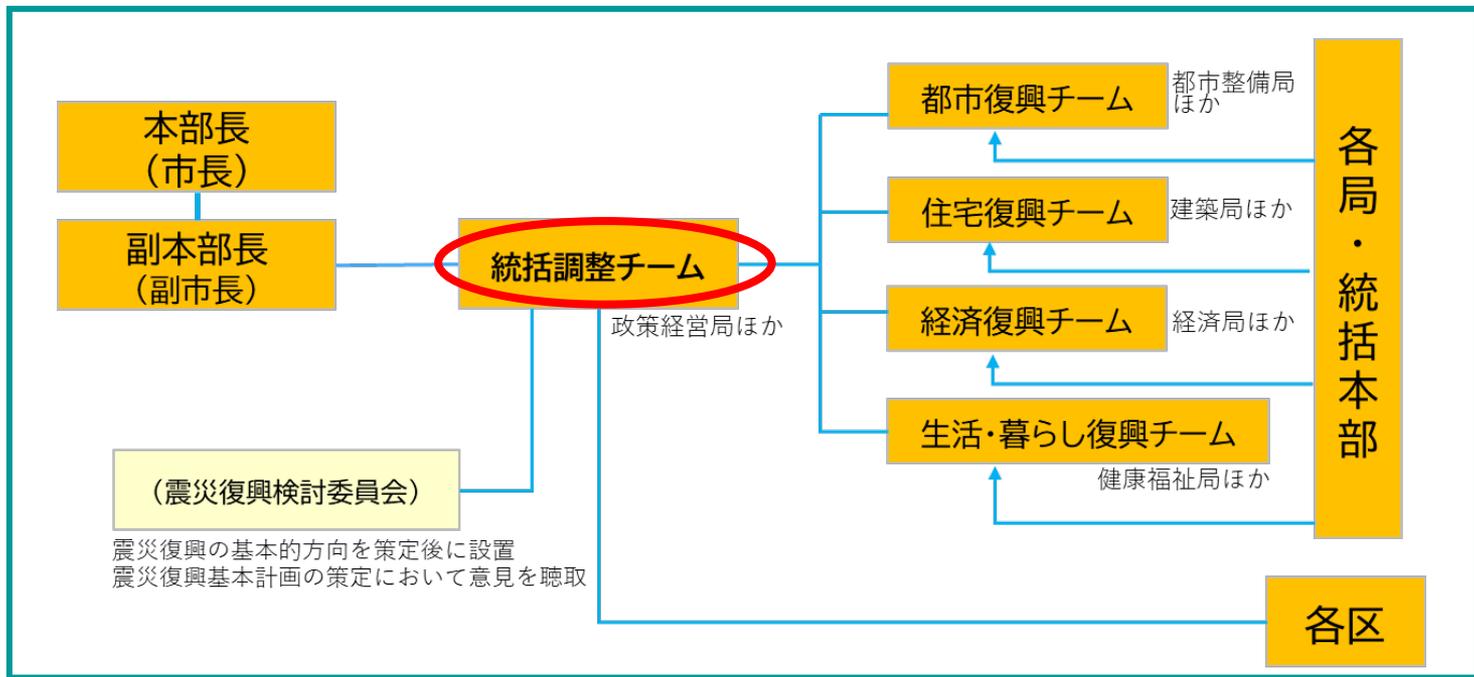
※発災から復興までの取組の全体像を共有

※マニュアルを踏まえた計画の策定、復興の取組の実践

3. 震災復興本部 <統括調整チーム>

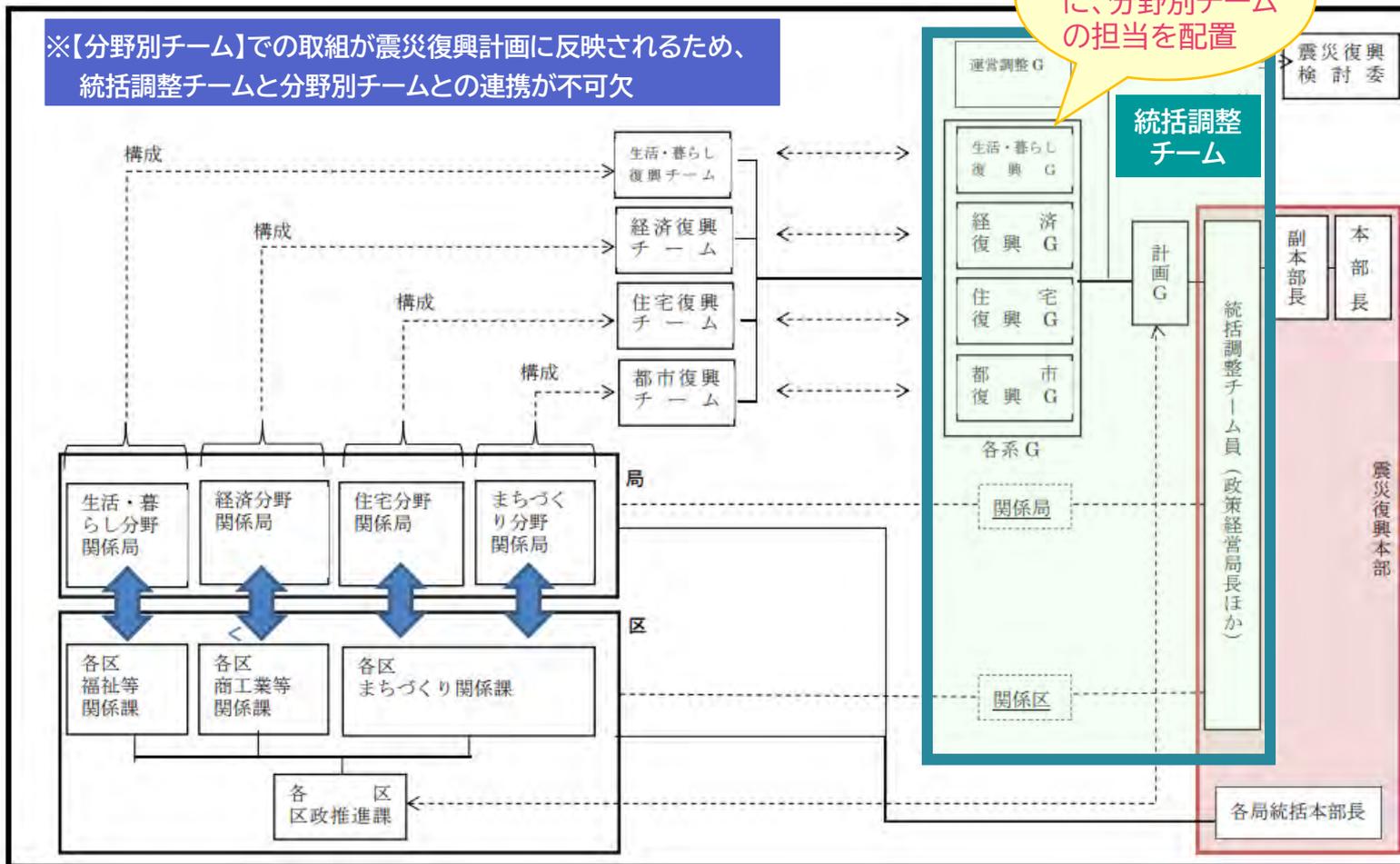
統括調整チーム（政策経営局）

- ・ 統括調整チームは政策経営局が主として担任 ※必要に応じて関係局・区が参画
- ・ 震災復興本部の運営及び発災後の本市の中長期的な方向性を示す震災復興基本計画の策定、進行管理を主に担当 ※震災復興基本計画の策定にあたっては、分野別チームなどと連携して実施



統括調整チームと区局の関係

※[分野別チーム]での取組が震災復興計画に反映されるため、統括調整チームと分野別チームとの連携が不可欠



<分野別チームの取組>

4.都市の復興

(都市復興チーム<都市整備局>)

都市の復興

取組の方向性



- 業務、商業、住宅等の機能集積が図られた、多世代に選ばれるまちづくり
- 防災上課題がある地域は単なる復旧にとどまらず、都市基盤を強化
- 持続可能な脱炭素型のまちづくり
- 自然と共生したまちづくり

取組内容

- 建築制限区域の指定に関すること
- 被災市街地復興推進地域の都市計画決定に関すること
- 都市復興分野に関する震災復興基本計画の策定・推進に関すること
- その他、都市復興に係る総合調整に関すること

都市の復興

関係局(主な役割)

都市整備局

- 都市復興総括
- 建築制限区域の指定
- 被災市街地復興推進地域の指定等

建築局

- 建築制限区域の指定
- 被災市街地復興推進地域の指定

道路局

- 道路基盤の復興



みどり環境局

- 公園／緑地の復興

下水河川局

- 下水道の整備推進
- 河川の復興

財政局

- 資産活用調整等

港湾局

- 港湾施設の復興

水道局

- 上水道の拡充整備

資源循環局

- 災害廃棄物処理

政策経営局

- 都市復興チームの運営調整

関係区

- 局との情報連携

都市の復興～事前準備の代表的取組①～

01

体制や手順の明確化

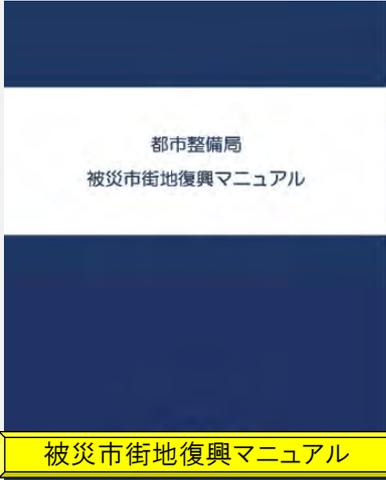
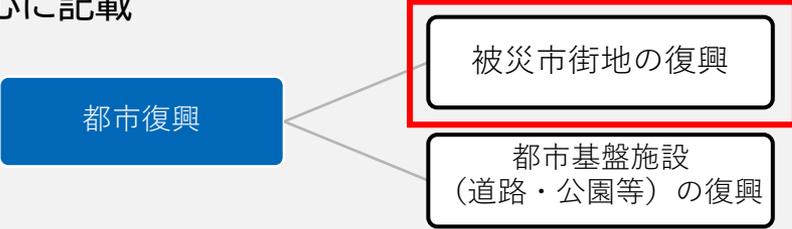
【背景・課題】

市街地の復興を早期に成し遂げるためには、建築制限区域の指定や合意形成に向けた地域住民との調整など、被災後速やかに行わなければならない事項が多いため、円滑に業務を進められるよう、体制や手順等を整理し、明確化しておくことが望ましい。



■実務マニュアルの作成

- ・「都市整備局被災市街地復興マニュアル」を令和4年度に作成
- ・主管局である都市整備局職員が行う発災後の流れと局内の体制、個別の取組の詳細な手順を中心に記載



都市の復興～事前準備の代表的取組①～

01 体制や手順の明確化

■実務マニュアルの作成 (体制の明確化)

・「震災復興本部」における都市整備局の役割や、局内の体制について明確化

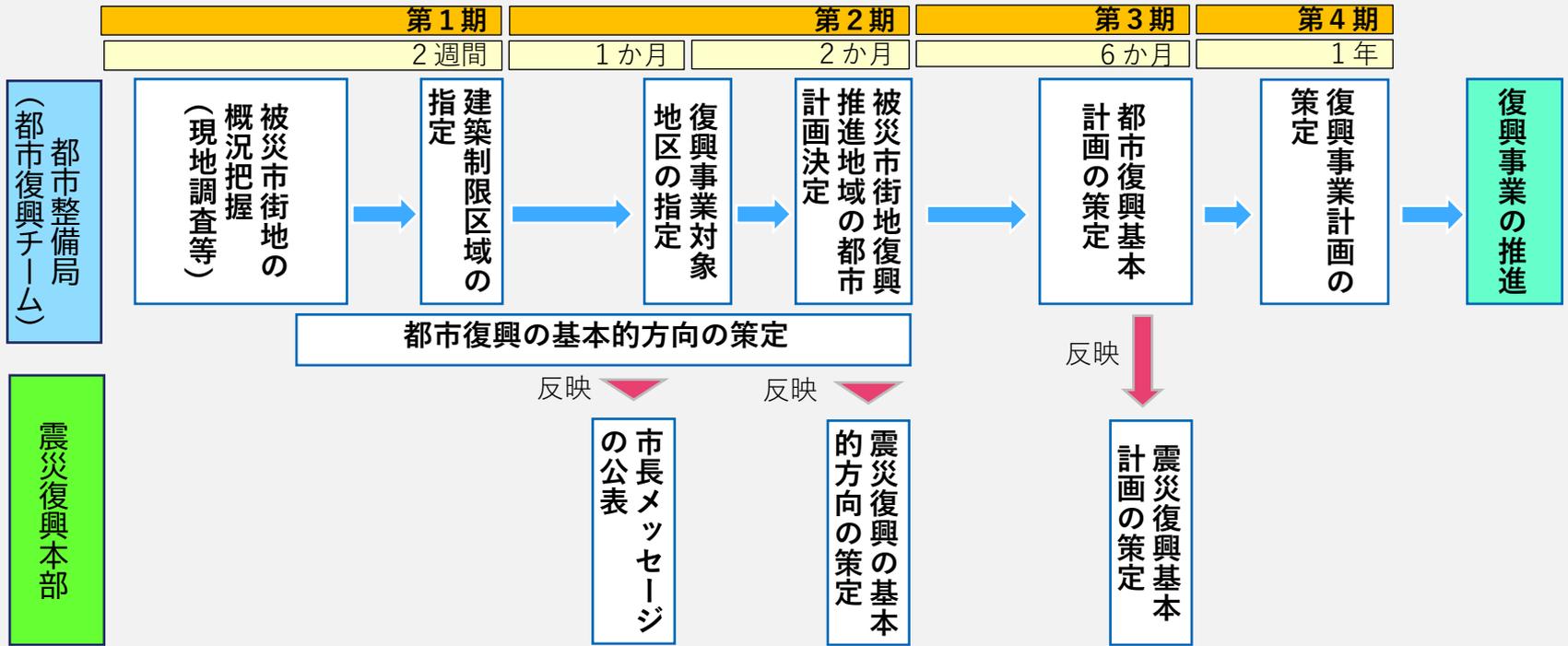
班	構成課	事務分掌
庶務班	【班長：総務課長】 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・局の庶務に関すること。 ・市本部、区本部その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害関連情報の収集及び伝達に関すること。等
復興計画班	【班長：企画課長】 企画課、都市デザイン室 景観調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地の復興計画の策定に関すること。 ・規制区域の設定に関すること。
復興計画 実施班	【班長：市街地整備調整課長】 市街地整備調整課 都市交通課 臨海部活性化推進課 都心再生課 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課 地域まちづくり課 防災まちづくり推進課 市街地整備推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業に係る被害情報の把握に関すること。 ・市街地開発事業に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 ・地区別復興計画の策定及び実施に関すること。
事務所班	【班長：各事務所長】 二ツ橋北部土地区画整理事務所 網島駅東口周辺開発事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の被害状況の把握に関すること。 ・事業区域内の応急対策の立案及び実施に関すること。 ・所管施設の管理保全に関すること。

都市整備局内の体制(抜粋)

都市の復興～事前準備の代表的取組①～

01 体制や手順の明確化

■実務マニュアルの作成(手順の明確化)



都市の復興～事前準備の代表的取組②～

02 職員の対応力向上

【背景・課題】

市街地復興の行動手順などについて、発災後に初めて把握しようとする場合、行動手順の理解に時間を要し、復興の取組への着手が遅れることが想定される。

そのため、都市復興の主管局である都市整備局の職員が、復興手順についての理解を深めるための研修や訓練等の場を設けることで、発災時に復興に関する業務を速やかに進めることが可能となる。



■事前対策（事前準備の取組）～都市復興 職員育成年間プログラム～

・職員の育成に向けて、次の取組1～4を年間プログラムとして実施

取組
1

・eラーニングによる基礎研修

取組
2

・学識者による講演会

取組
3

・発災初期対応研修

取組
4

・模擬訓練

都市の復興～事前準備の代表的取組②～

02 職員の対応力向上

取組1:eラーニングによる基礎研修

・「都市整備局被災市街地復興マニュアル」の位置づけや、震災時の市街地復興の流れに関する基本的な事項について、eラーニングによる研修を実施

取組2:学識者による講演会

・復興の基本的な考え方や、被災自治体の事例等を知ることにより、本市の復興について考える機会を提供

<R6年度実施概要>

講師:東京都立大学名誉教授 中林 一樹 氏

テーマ:「能登半島地震に学ぶ 災害復興の課題と横浜市の事前復興」



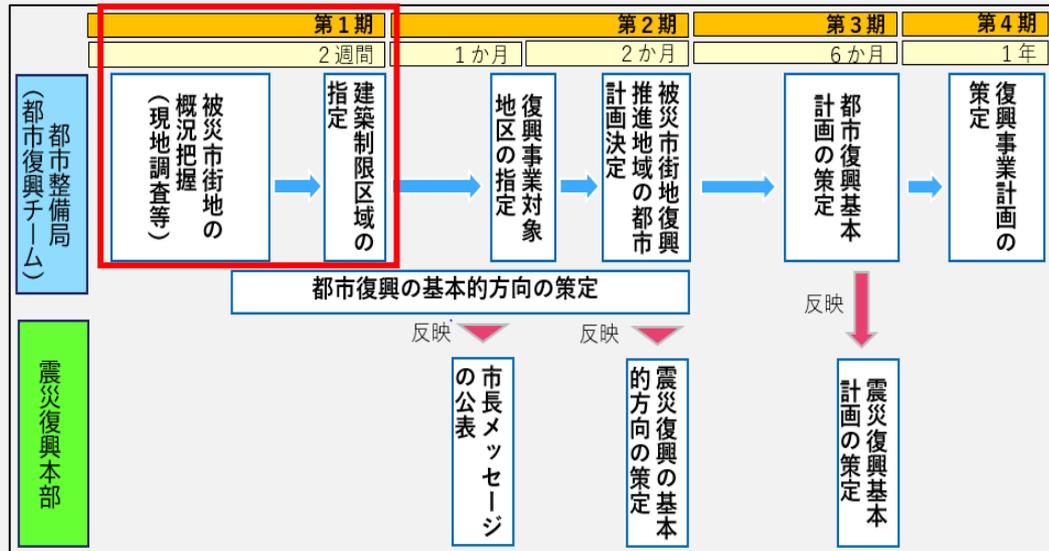
学識者による講演会

都市の復興～事前準備の代表的取組②～

02 職員の対応力向上

取組3:発災初期対応研修

・市街地復興の過程において中心となるメンバーを主な対象として、発災初期(発災～2週間程度)の業務に重点を置いた実務的な研修を実施



マニュアルにおける発災から2週間までの取組における実務研修

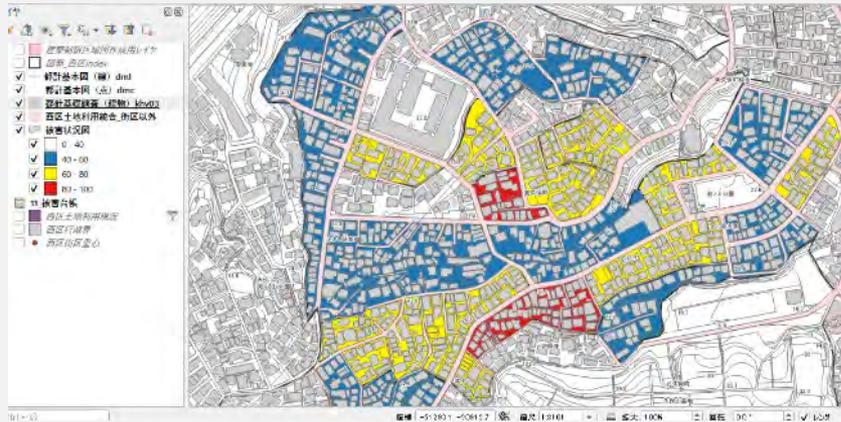
都市の復興～事前準備の代表的取組②～

02 職員の対応力向上

取組3: 発災初期対応研修の内容

(1) 被災市街地の概況把握

・災害対策本部からの情報や、現地調査において収集した建物被害の状況について、GISデータを活用して街区単位での被害分布図を作成して可視化し、被害状況を把握、共有する。



GISデータを活用した被害分布図

都市の復興～事前準備の代表的取組②～

02 職員の対応力向上

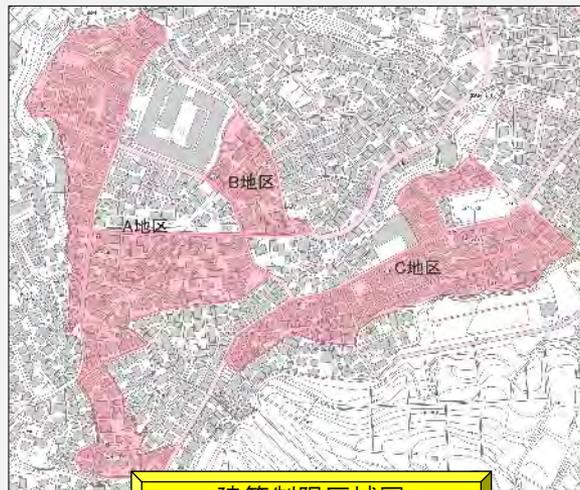
取組3: 発災初期対応研修の内容

(2) 第一次建築制限区域図の作成

- ・(1)で作成した被害分布図や地区の特性、防災まちづくり計画等を踏まえながら、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的な基盤整備が想定される地区に対して、建築制限(※)を実施する区域を設定
- ・設定した区域に対して告示文を作成する。

<※建築制限>

- ・建築基準法84条(被災市街地における建築制限)に基づき実施
- ・面的な基盤整備を検討する地区において、土地区画整理事業等が都市計画決定されるまでの間に建築物が無秩序に再建され、事業推進の妨げになることを防ぐことを目的とする。



建築制限区域図
(イメージ)

都市の復興～事前準備の代表的取組②～

02 職員の対応力向上

取組4: 模擬訓練

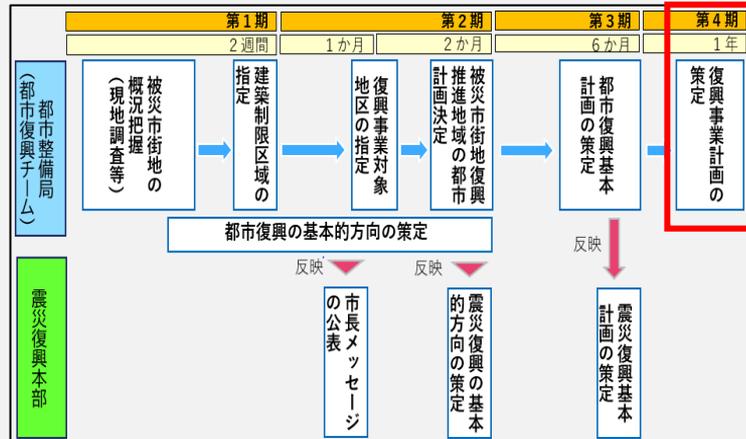
- ・被災時に大きな被害が想定される密集市街地を主な対象に、復興事業計画(※)の策定にあたり、特に住民との協議が重要となる市街地復興方針を作成
- ・地域のまちづくり協議会や学識経験者と連携した「復興事業計画策定模擬訓練」を2日間のプログラムで実施

【1日目】

訓練エリアの「まち歩き」を実施。まちの魅力や課題を見つけ、住民視点での復興まちづくりの目標をイメージしていく。

<※復興事業計画>

「震災復興基本計画」等に基づき、復興事業の実施が見込まれる地区において、市街地復興方針や具体的な取組、資金計画、事業スケジュール等を取りまとめた計画



1日目: まち歩き

都市の復興～事前準備の代表的取組③～

03 地域住民との協働に向けた啓発ツールの作成

【背景・課題】

都市復興においては、住民の地域に対する思いや利害の衝突などにより、合意形成に多大な時間を要することが想定されるため、従前より市民と協働での復興の在り方についてイメージを共有し、発災後に円滑な合意形成がなされるように努めることが大切である。

■都市復興の流れを共有するためのリーフレットの作成

・地域で復興について検討しやすくなるよう、「行政」「地域」が行うべき取組を時系列で整理したリーフレットを作成中。



啓発用リーフレット案(現在作成中)

<分野別チームの取組>

5.住まいの復興 (住宅復興チーム<建築局>)

住まいの復興



取組の方向性

- 災害発生時に、迅速な仮住まいの確保から恒久的な住宅の確保までの住まいの復興期間が長期化しないよう、関係機関などとの連携による事前の備えに取り組む

取組内容

- 被災者の仮住まいの確保
- 区役所・県・協定団体等との連携強化
- 住まいの再建支援



関係局(主な役割)

建築局

- 住まいの復興総括

総務局

- 被害状況の把握等

財政局

- 空地・未利用地の調整

健康福祉局

- 入居者ケア・健康相談等

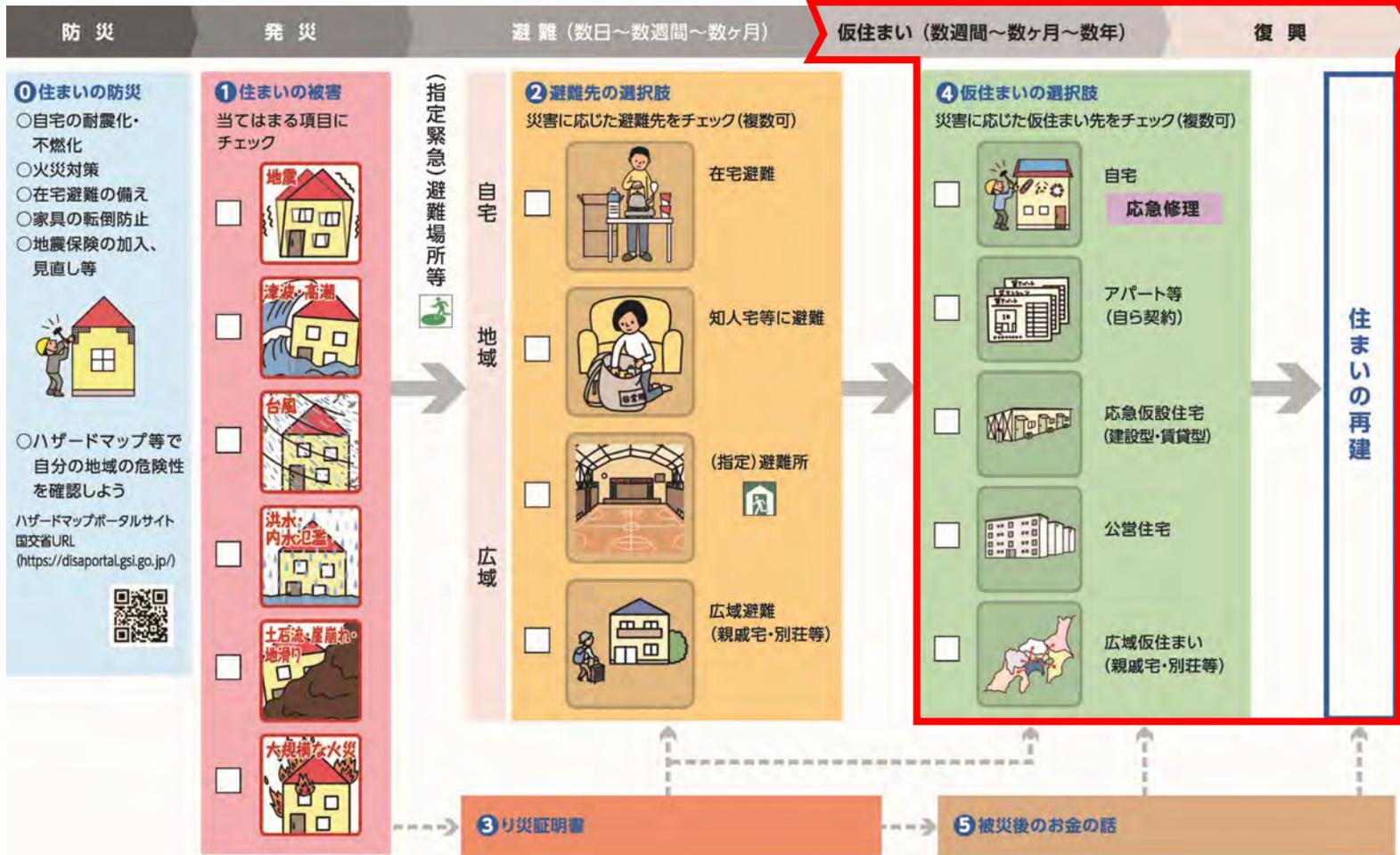
みどり環境局

- 公園・防災協力農地の調整

関係区

- 局との連携

住まいの復興～住まいの再建までの流れ～



住まいの復興～応急仮設住宅の考え方～

- 応急仮設住宅(賃貸型・建設型)は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない方で、自らの資力では住宅を得ることができない方に対して提供する。
- 被災者へ速やかに提供する観点から、原則として賃貸型を優先し、不足分について、建設型により対応する。

賃貸型応急住宅

(いわゆる、みなし仮設)

例：民間賃貸住宅



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与している。

建設型応急住宅

例：プレハブ・木造など

※ 給排水配管、電気等の接続をしたもの



住まいの復興～事前準備の代表的取組～

01 被災者の仮住まいの確保

被災者の早期の生活再建に向けて、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、応急仮設住宅(賃貸型・建設型)を円滑かつ迅速に提供する必要がある。

■建設型の事前対策(事前準備①)

(1) 建設候補地のデータベースの作成(約500箇所)

・公園、学校予定地等を中心に、約15,000戸分確保。

(2) 早期着工可能地における配置計画図の作成

・約500箇所の内、敷地の規模、災害時の安全性等を勘察し、約33箇所について配置計画図を作成。

(3) 建設団体との協定締結

・従前の協定団体※に加え、令和5年3月に「日本ムービングハウス協会」と新たに協定締結。
※プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、日本木造住宅産業協会



建設型応急住宅の配置計画のイメージ

住まいの復興～事前準備の代表的取組～

02 区役所・県・協定団体等との連携強化

被災者への円滑かつ迅速な仮住まいの提供に向けて、区役所・県・協定団体など、平時より関係機関等との連携を強化する必要がある。



区役所との応急仮設住宅の申込受付訓練の様子

■ 応急仮設住宅の事前対策(事前準備②)

(1) 区役所との応急仮設住宅の申込受付訓練

- ・ 応急仮設住宅の申込受付を行う区役所とともに、受付シミュレーション訓練を実施。

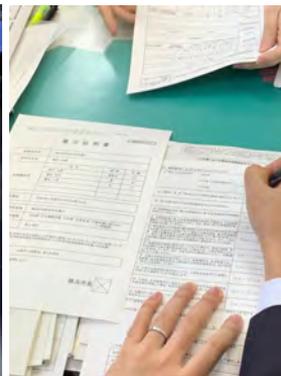
(2) 不動産店との賃貸型応急住宅の受付模擬訓練

- ・ 神奈川県及び協定団体※とともに、賃貸型応急住宅の受付を行う訓練を実施。

※神奈川県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会

(3) 県及び政令市、協定団体との連携

- ・ 県及び政令市(川崎市・相模原市)と定期的に意見交換。
- ・ 平時より訓練等を通じて連携を強化。



不動産店との賃貸型応急住宅の受付模擬訓練の様子

住まいの復興～事前準備の代表的取組～

03 住まいの再建支援

被災者の住まいの円滑な再建に向けて、区役所・県・協定団体などと連携しながら、相談体制などを整備する必要があります。

■住まいの再建支援の事前対策(事前準備③)

(1) 区役所との住宅の応急修理申込受付訓練

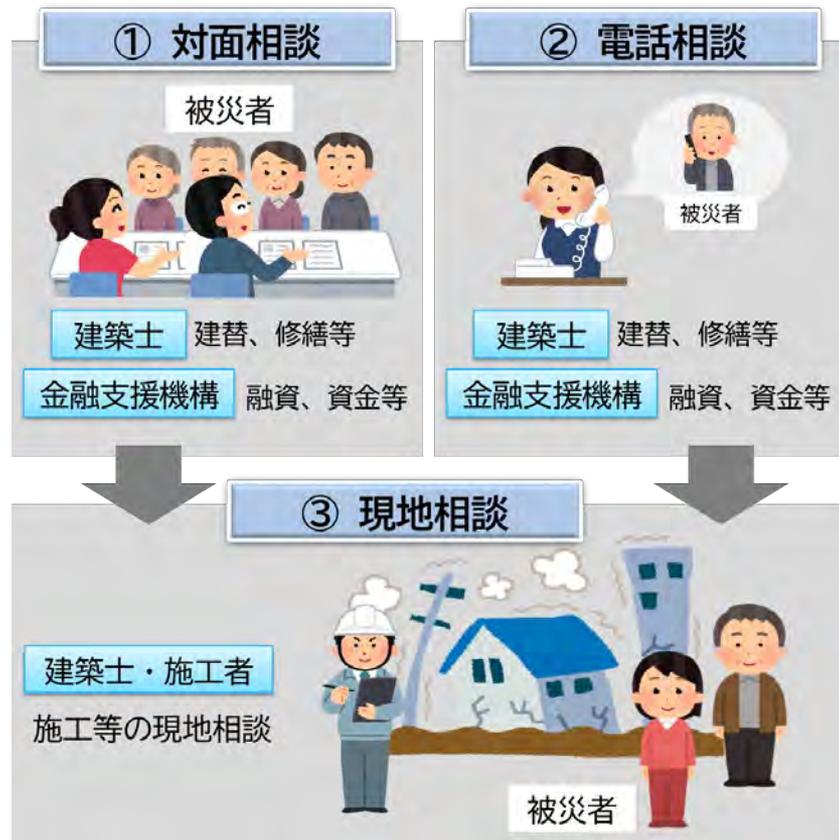
- ・住宅の応急修理の申込受付を行う区役所とともに、受付シミュレーション訓練を実施
- ・オンラインによる申込受付のシステム構築

(2) 災害時における相談体制の整備

- ・県及び建築関係5団体※により、令和6年5月に、「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定」を締結

※神奈川県建築士会、神奈川県建築士事務所協会、日本建築家協会関東甲信越支部、かながわ住まいまちづくり協会、全国木造建設事業協会

- ・「横浜市住まいの相談窓口」による相談体制の充実を検討



災害時における相談体制のイメージ

<分野別チームの取組>

6.くらしの再建

(生活・暮らし復興チーム<健康福祉局>)

くらしの再建



取組の方向性

・市民生活の早期安定

→被災者への経済的支援や雇用の維持・確保等により、被災者の生活安定化を図る。

・地域防災・地域福祉等の協働のまちづくりの推進

→復興に向けて、自治会町内会やまちづくり協議会等の既存組織と協働した取組を進める。

・健康で安心して暮らせる社会の実現

→被災者の生活や地域の復旧に不可欠な医療・保健、福祉、教育などの機能回復を図る。

・被災した文化芸術・スポーツ施設の早期復旧

→復興に立ち向かう人々の活力の源にもなる文化・社会教育施設の再建を図る。

取組内容

- ① 被災者への経済的支援(義援金など)
- ② 雇用の維持・確保
- ③ コミュニティの再生
- ④ 公的サービスの回復等(医療・保健対策など)
- ⑤ 文化の再生(文化・社会教育施設等の再建など)

くらしの再建

関係局(主な役割) ※各区とも連携して対応

健康福祉局

- 給付金、義援金等
- 生活保護制度の広報と
要保護者の発見
- 医療・保健対策
- 高齢者・障害者福祉対策

市民局

- コミュニティの再生
- 地域との協働による
復興の推進
- ボランティアとの連携

建築局

- コミュニティの再生

医療局

- 医療・保健対策

にぎわいスポーツ 文化局

- 文化・社会教育施設等
の再建

都市整備局

- 地域との協働による
復興の推進
- 文化財等の保護・復旧

総務局

- 離職者の生活・再就職
支援
- コミュニティの再生

経済局

- 義援金等
- 雇用状況の調査
- 雇用の維持
- 離職者の生活・再就職
支援

教育委員会事務局

- こども福祉対策
- 学校の再開
- 文化・社会教育施設等の再建
- 文化財等の保護・復旧

国際局

- 外国人支援

こども青少年局

- こども福祉対策

※各種減免猶予等については、財政局、水道局、市民局、資源循環局等が担う。



くらしの再建～事前準備の代表的取組①～

01 被災者への経済的支援：「義援金等」

【取組内容】

- ・全国から被災者支援のために寄せられる義援金が、被災者の皆様に対して公平かつ公正な方法で、適切に配分されるよう対策を図る。

【留意点・課題】

- ・義援金の配分基準及び配分額は、被災地全体で統一のとれたものとする必要がある。
- ・義援金の配分が複数回にわたる場合、重複支給を避けるため、必要な人員を確保し、事務を正確かつ効率的に進める必要がある。

くらしの再建～事前準備の代表的取組①～

01 被災者への経済的支援：「義援金等」

【事前対策（事前準備の取組）】

・義援金の配分については、公平性確保のため、義援金の配分委員会で被災状況に応じた配分額を決定することとなっている。今後も、これまでの実績を踏まえ、正確かつ効率的に事務を進める。

※実績 令和元年の台風19号

神奈川県・日本赤十字社神奈川県支部・神奈川県共同募金会が募集した義援金を、横浜市内1,411世帯に支給

くらしの再建～事前準備の代表的取組②～

02 公的サービスの回復等：「医療・保健対策」

【取組内容】

- ・ 災害発生直後から健康相談等の保健活動を開始し、健康被害の増大を防ぎ、医療ニーズの高い人が適切に医療につながるようにする。
- ・ 医療ニーズの進展状況を見極め、それに応じた医療提供体制を構築する。また、医療施設の早期復旧に向けた支援を行う。

【留意点・課題】

- ・ 多数の被災者が発生する場合、既存の施設での医療・保健対策だけでは医療ニーズに対応できなくなる可能性もあるため、市外への広域搬送などの対応について、検討を進める必要がある。

くらしの再建～事前準備の代表的取組②～

02 公的サービスの回復等：「医療・保健対策」

【事前対策（事前準備の取組）】

- ・ 処置困難な患者を被災地外に空路搬送するため、市内3か所に病院併設SCU（Staging Care Unit：航空搬送拠点臨時医療施設）を整備している。
- ・ 大規模地震を想定し、ヘリコプターや船舶等を活用した広域搬送を含む医療救護活動訓練を実施している。
- ・ 傷病者の緊急度・重症度に応じた災害拠点病院、災害時救急病院、診療所、医療救護隊の巡回、他都市からの医療チームの受入れ等による医療提供体制を構築している。
- ・ 避難所等における基本的な感染症・食中毒対策や、流行が想定される感染症の予防啓発リーフレット等を作成し、速やかに配布できる体制を整えている。
- ・ 保健活動グループ（保健師）の活動として、マニュアルの整備や共有、定期的な連絡会や研修、災害時訓練等を実施している。



大規模地震時医療活動訓練（令和6年9月）

くらしの再建～事前準備の代表的取組③～

03 公的サービスの回復等：「高齢者・障害者福祉対策」

【取組内容】

- ・被災後の福祉需要の動向を的確に把握した上で、福祉施設の早期復旧を支援するとともに、福祉サービスに携わる人材の確保を行う。
- ・新たに福祉サービスを必要とする被災者に対する情報提供等の支援に努める。

【留意点・課題】

- ・被災した災害時要援護者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベッドの補充や他施設への搬送等の措置を図る等、一時入居者への対応や受入人数の調整を図る。

くらしの再建～事前準備の代表的取組③～

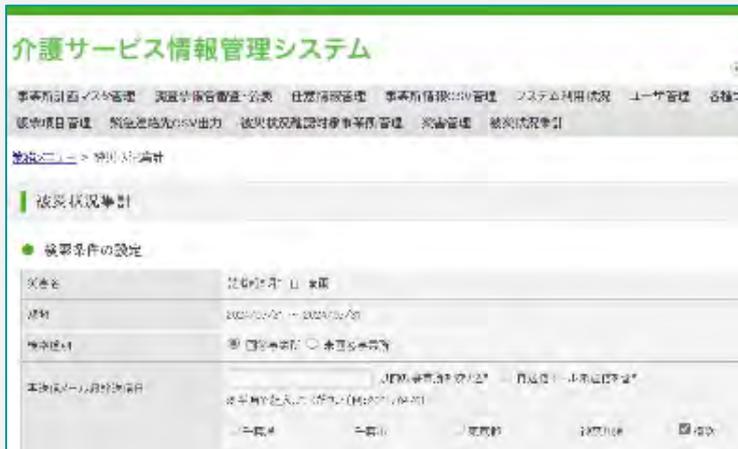
03 公的サービスの回復等：「高齢者・障害者福祉対策」

【事前対策（事前準備の取組）】

- ・市と高齢者施設等で、発災時に各施設の被災状況を報告・把握する訓練を、国の「災害時情報共有システム」を活用して定期的を実施している。
- ・災害時にも継続的にサービスを提供できるように、被災時における施設間連携や、各施設が策定しているBCP（業務継続計画）の実行性確保のための支援を進める。



被災状況報告訓練の様子



「災害時情報共有システム」の画面

<分野別チームの取組>

7. 産業・経済復興

(経済復興チーム<経済局>)

産業・経済復興



取組の方向性

- 情報収集・提供・相談
- 地域全体の経済再建

取組内容

- 中小企業に対する支援
- 観光振興
- 農漁業者に対する支援

関係局(主な役割)



経済局

- 制度融資等の周知・経営相談
- 中小企業に対する事業の場の確保
- 物流の安定・受注機会の拡大支援等

にぎわいスポーツ文化局

- 観光・MICEの振興

みどり環境局

- 農漁業者基盤等の再建

産業・経済復興～事前準備の代表的取組①～

01 被害状況と資金需要の把握

【取組内容】

- 産業や経済の復興施策を決定するために、直接被害又は間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査を行い、再建のための資金需要等を把握する。

【留意点・課題】

- (1)再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想されるため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握する。制度融資の預託枠に不足が発生すると見込まれる場合には、新たな預託等を検討するとともに、被災事業者が制度融資を活用し円滑に資金調達ができるよう、取扱金融機関に要請する必要がある。
- (2)商品等の損害状況については、被害状況が把握しにくいいため、業界団体への照会、個別企業へのヒアリング調査等を実施する必要がある。

産業・経済復興～事前準備の代表的取組①～

01 被害状況と資金需要の把握

【事前対策(事前準備の取組)】

- 災害時に事業者の被害情報や資金需要を迅速に把握するため、日頃から中小企業支援センターや商工業団体等との関係性を構築し、連携を強化しておく。



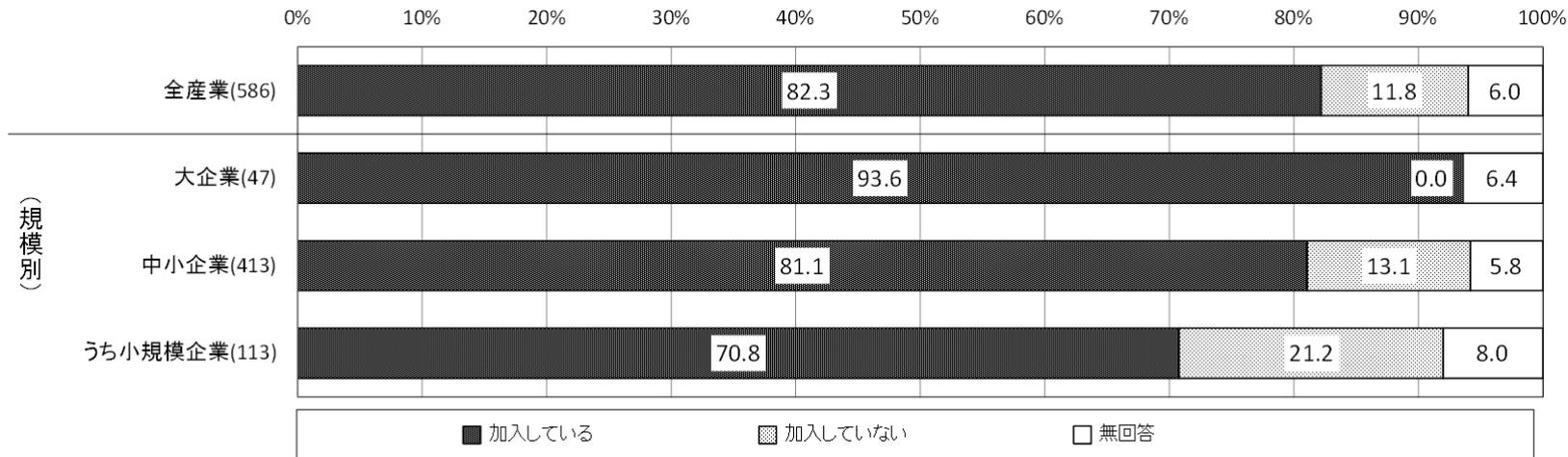
令和元年台風第15号の際の被害の様子

【参考】実践している取組～事業者の自然災害への備え①～

令和元年10－12月期の本市景況・経営動向調査の特別調査で、
「自然災害への備えについて」アンケート調査を実施(回答数:586社)

■損害保険の加入状況

- (1) 災害に備えた損害保険への加入について、全産業では「加入している」が82.3%、「加入していない」が11.8%と、加入している割合が8割以上となっている。
- (2) 規模別では、「加入している」が、大企業(93.6%)、中小企業(81.1%)、中小企業のうち小規模企業(70.8%)でそれぞれ最も多く、規模が大きいほど加入している割合が高い。

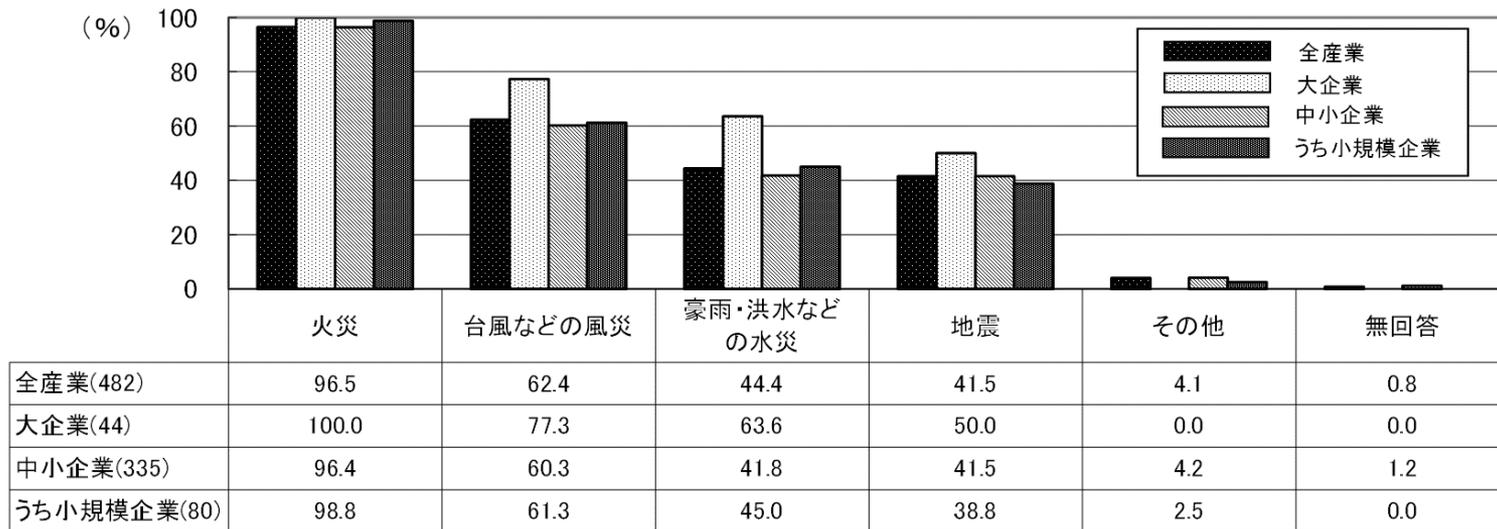


【参考】実践している取組～事業者の自然災害への備え②～

令和元年10－12月期の本市景況・経営動向調査の特別調査で、
「自然災害への備えについて」アンケート調査を実施(回答数:586社)

■損害保険の補償内容

- 加入している損害保険の補償内容について、全産業では「火災」(96.5%)が最も多く、次いで、「台風などの風災」(62.4%)、「豪雨・洪水などの水災」(44.4%)、「地震」(41.5%)となっており、規模別にみても同様の順位となっている。

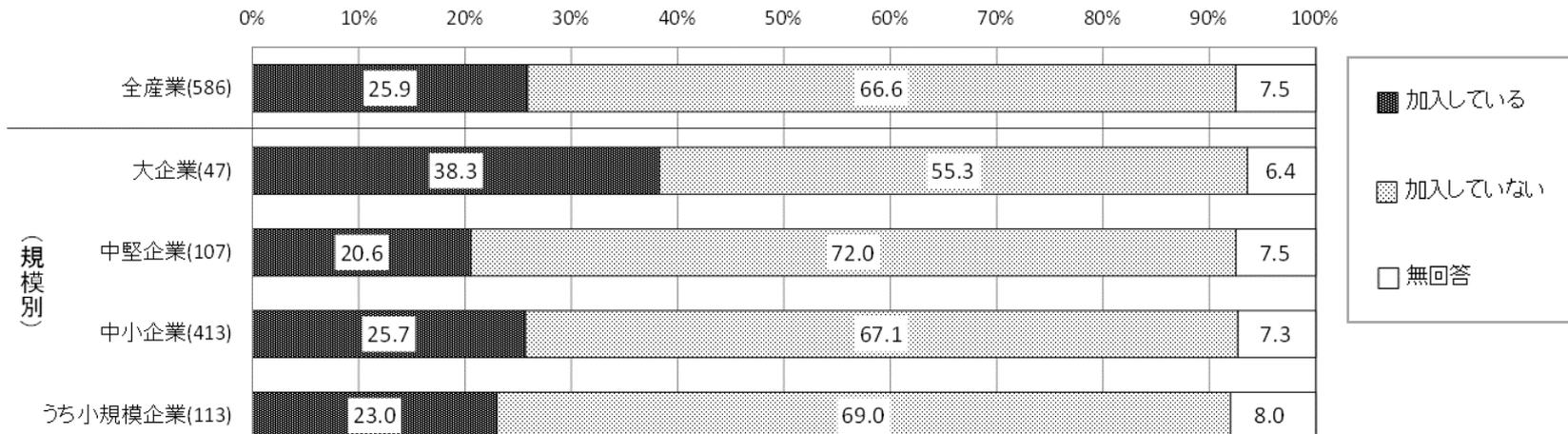


【参考】実践している取組～事業者の自然災害への備え③～

令和元年10-12月期の本市景況・経営動向調査の特別調査で、
「自然災害への備えについて」アンケート調査を実施(回答数:586社)

■被災による利益の喪失を補償する損害保険・共済等への加入状況

- (1) 被災による利益の喪失(休業損害)を補償する損害保険・共済等への加入について、全産業で見ると「加入していない」(66.6%)が「加入している」(25.9%)より多く、40.7ポイント上回った。
- (2) 規模別でも、全ての規模で「加入していない」が最も多く、大企業で55.3%、中堅企業で72.0%、中小企業で67.1%、中小企業のうち小規模企業で69.0%となっている。



産業・経済復興～事前準備の代表的取組②～

02 制度融資等の周知・経営相談

【取組内容】

- (1) 制度融資等の情報を被災事業者や各種団体に周知し、その活用を促進する。
- (2) 国等による新たな支援制度等の実施が決定された場合、マスコミや関係機関等を通じ、被災事業者等へ周知する。
- (3) 国・県、関係機関等と連携した「震災時産業ワンストップセンター※」を開設する。

【留意点・課題】

- (1) 再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想されるため、資金需要に応じ、関係機関等の支援につなげることが必要である。
- (2) 「震災時産業ワンストップセンター」において、最新の支援情報を提供すること。

産業・経済復興～事前準備の代表的取組②～

02 制度融資等の周知・経営相談

【事前対策(事前準備の取組)】

- (1) 国の危機関連保証やセーフティネット保証を活用した融資メニューが円滑に提供できるよう、関係機関(保証協会、金融機関など)と協力体制を確保している。
- (2) 「震災時産業ワンストップセンター」の開設運営に必要となる協定締結先との連絡体制を確保している。



震災時産業ワンストップセンター開設場所
(横浜情報文化センター)

産業・経済復興～事前準備の代表的取組③～

03 中小企業に対する事業の場の確保

【取組内容】

- 集積地域、小売市場・商店街等が被害を受けた場合、被害状況の情報をもとに、賃貸型の共同仮設工場・店舗等の設置の支援を行う。

【留意点・課題】

- (1) 事業所の再建等に向けて一時的な事業スペースの確保を求めている被災事業者に対し、民間の貸し工場・店舗等に関する情報の収集・提供が必要である。
- (2) 仮設工場・店舗に入居できない工場・店舗に対して、民間賃貸工場に関する情報の提供等、事業の場の確保に係る支援を行う。

産業・経済復興～事前準備の代表的取組③～

03 中小企業に対する事業の場の確保

【事前対策(事前準備の取組)】

- 不動産関連事業者、金融機関等との連携を強化し、企業の事業再編などで生じる遊休地等の土地情報や空き工場などの物件情報を収集している。
(市内の工業系未利用地等における企業立地の促進及び土地利用の継続を図るために収集)



イメージ図(仮設店舗設置場所)

産業・経済復興～事前準備の代表的取組④～

04

物流の安定・受注機会の拡大支援等

【取組内容】

- (1) 商品・原材料等の仕入れや製品や生産物の出荷等が滞ることを防ぐため、利用可能な物流ルートに関する情報を関係者に提供し、販売・流通経路の回復を図る。
- (2) 取引先の被災や道路の被害による流通ルートの分断等によって、大きな影響を受けるため、間接的な被害により受注が減少している業種や生産地に関しては、新たな発注先や販路を開拓するなど取引先を斡旋する。

【留意点・課題】

- 長期にわたって道路等の利用が制約されることが予想される場合、道路等の公共施設の被害・復旧状況、緊急物資の輸送など物流ルートに関する情報を把握し、発信する必要がある。

産業・経済復興～事前準備の代表的取組④～

04 物流の安定・受注機会の拡大支援等

【事前対策(事前準備の取組)】

- 生鮮食料品の確保及び安定供給により、災害時の市民生活の早期安定を図るため、卸・仲卸業者、運送会社、他都市の中央卸売市場などの業界団体等と、以下の協定を締結するなど、連携方法を確立している。
 - ✓災害時における生鮮食料品等の緊急確保及び供給協力に関する協定
 - ✓災害時における生鮮食料品等の自動車輸送の協力に関する協定
(協定を締結している企業・団体等に、青果物、水産物、食肉、これらの加工品等の在庫流通品目の緊急確保や自動車輸送を要請する。)
 - ✓全国中央卸売市場協会(関東支部)災害時相互応援に関する協定
(被災者に供給するための生鮮食料品の提供及び輸送を、災害を受けていない都市の中央卸売市場に要請し、集荷、供給体制を確立する。)



総合防災訓練の様子

迅速かつ適切な復興に向けて

今後も引き続き、社会情勢の変化も踏まえながら、次の3点にしっかりと取り組んでいきます。

① 事前対策に係る取組の充実

② マニュアルの見直し・共有

③ 市民の皆様との一層の情報共有

各会派が実施した視察一覧

視察月日	視察会派	視察先及び視察項目
8月5日 ～6日	自由民主党	宮城県南三陸町 南三陸町における事前復興の取組について
		宮城県仙台市 仙台市における災害に強いまちづくりについて
		宮城県塩竈市 塩竈市における防災対策と復興まちづくりの取組について
8月7日 ～8日	公明党	和歌山県湯浅町 湯浅町における事前復興の取組について
		和歌山県和歌山市 和歌山市事前復興計画について
10月30日 ～31日	日本維新の会 ・無所属の会	高知県中土佐町 中土佐町における事前復興の取組について
		高知県 高知県事前復興まちづくり計画について
11月13日 ～14日	立憲民主党	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(兵庫県神戸市) 阪神・淡路大震災から学ぶ復興まちづくり等の取組について
		特定非営利活動法人大阪災害ボランティア(大阪府大阪市) 発災時に備えた平時からの災害対応等の取組について